



福岡県医師会
平成22年 6月9日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における
療養に要する費用の額の算定方法」の一部改正について

本年4月の診療報酬改定に伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」の一部改正が行われ、本年4月1日より実施されております。

DPCに関する診療報酬においては、高額薬剤の取扱いについて、①包括として新たに診断群分類を設定して包括評価する方法、②既存の診断群分類の中で包括する方法及び③十分なデータが得られていないため引き続き出来高算定する方法の3つのパターンに分類され、診断群分類が見直されてきたものであります。

これについて、今般、厚生労働省保険局医療課より、上記②を用いた高額薬剤のうち、ドキソルビシンを用いた場合の算定に不合理が生じたため、先に開催された中医協総会の審議を経て、別紙のとおり、対象となる診断群分類の患者については、ドキソルビシンの使用の有無にかかわらず、出来高算定とすることとなり、「卵巣・子宮附属器の悪性腫瘍」に関する診断群分類の見直しが行われた旨、日本医師会をとおして通知が参りましたのでご連絡いたします。

また、今回のような例が生じたことを踏まえ、診断群分類の見直しについては、今後のDPC評価分科会における高額薬剤の取扱いに関する検討を踏まえた上で、平成24年改定において対応されることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂きますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 43)

平成 22 年 6 月 3 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する
費用の額の算定方法」の一部改正について

平成 22 年度診療報酬改定に伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に
要する費用の額の算定方法」の一部が改正され、平成 22 年 4 月 1 日より実施されていると
ころであります。

DPC に関する診療報酬においては、高額薬剤の取扱いについて、①包括として新たに診
断群分類を設定して包括評価する方法、②既存の診断群分類の中で包括する方法及び③十分
なデータが得られていないため引き続き出来高算定する方法の 3 つのパターンに分類され、
診断群分類が見直されてきたものであります。

しかし、②既存の診断群分類の中で包括する方法を用いた高額薬剤のうち、ドキソルビシ
ンを用いた場合の算定に不合理が生じたため、平成 22 年 5 月 26 日の中医協総会の審議を
経て、別紙のとおり、対象となる診断群分類の患者については、ドキソルビシンの使用の有
無にかかわらず、出来高算定とすることとなり、「卵巣・子宮附属器の悪性腫瘍」に関する
診断群分類の見直しが行われましたので、ご連絡申し上げます。

なお、今回のような例が生じたことを踏まえ、診断群分類の見直しについては、今後の D
PC 評価分科会における高額薬剤の取扱いに関する検討を踏まえた上で、平成 24 年改定に
おいて対応することとなっております。

《添付資料》

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」の
一部改正について

(平 22. 6. 1 保医発 0601 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)



保 医 発 0 6 0 1 第 1 号

平 成 2 2 年 6 月 1 日

地方厚生（支）局医療課長

都道府県民生主管部（局）

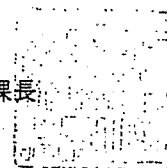
国民健康保険主管課（部）長

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」
の一部改正について

本日、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第93号）の一部が平成22年厚生労働省告示第227号をもって改正されたところであるが、その概要等は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

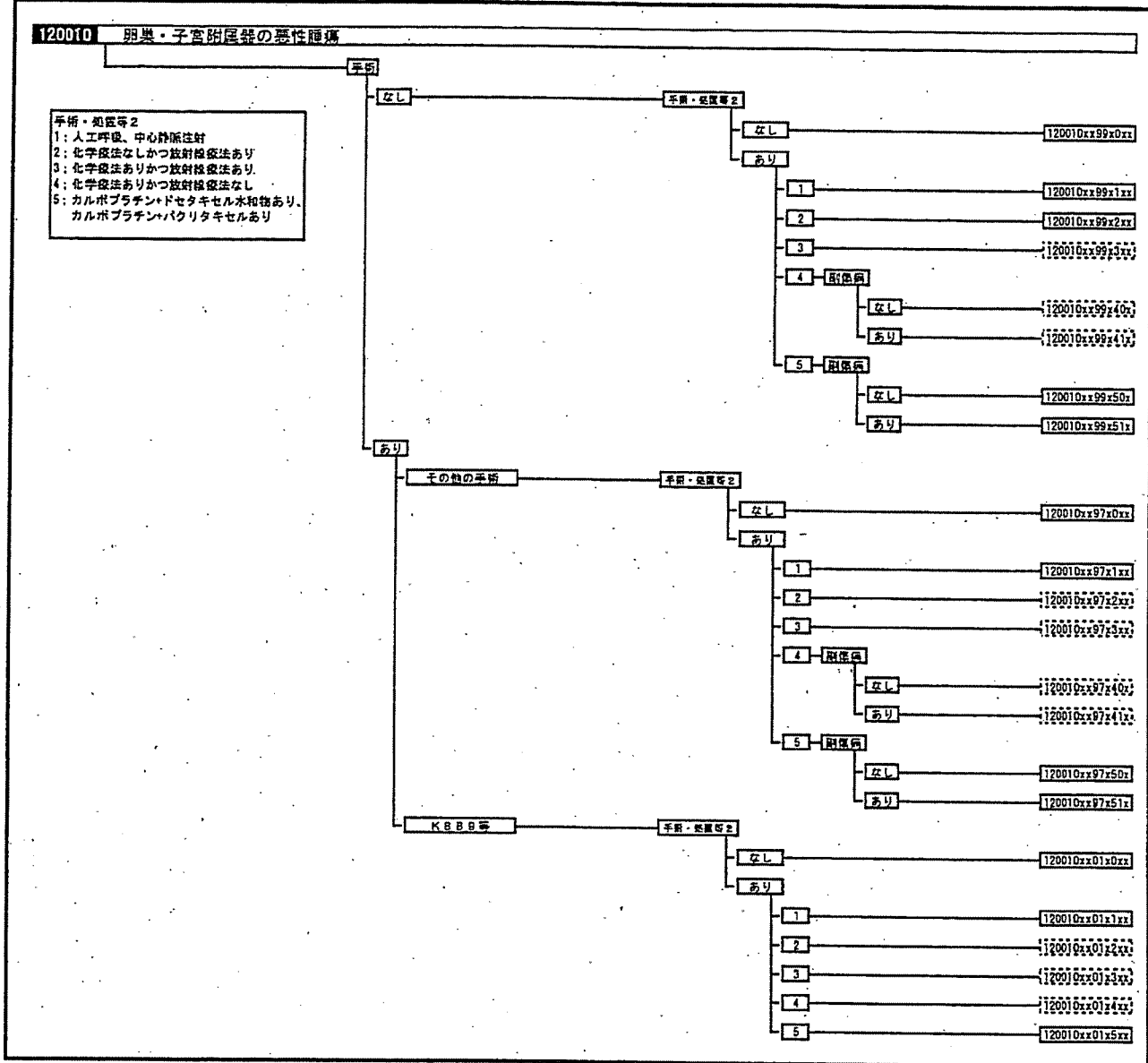
1 改正の概要について

「120010 卵巣・子宮附属器の悪性腫瘍」のうち、診断群分類区分「120010xx99x40x」、「120010xx99x41x」、「120010xx97x40x」、「120010xx97x41x」又は「120010xx01x4xx」に該当する患者の療養に要する費用の額の算定については、出来高で算定することとするものであること。

2 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成22年3月19日保医発0319第1号）の診断群分類定義樹形図（別添1）中、「120010 卵巣・子宮附属器の悪性腫瘍」を別紙のとおり改める。

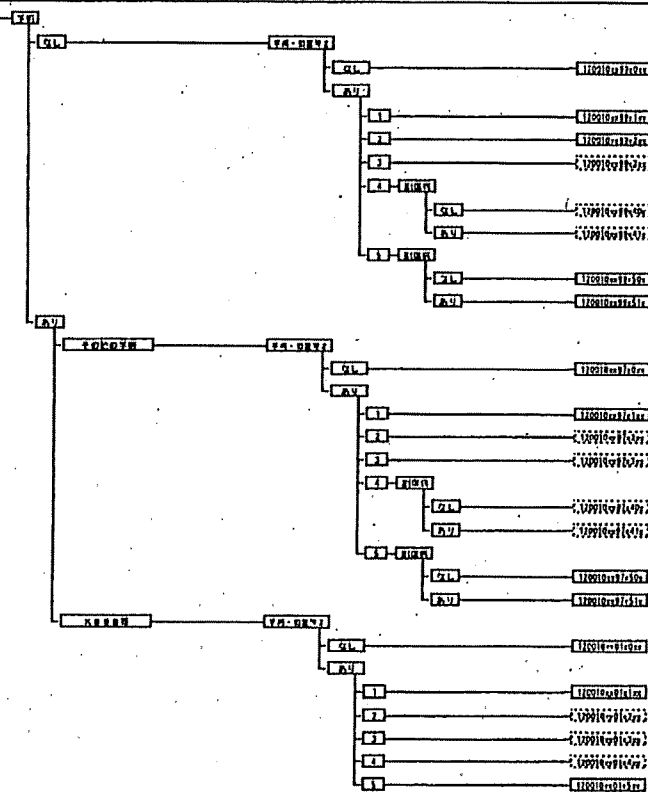
診斷群分類定義樹形圖(別添1)



改正後

120010 岡山・子洲地区の歴史地図

- 説明・記号等
- 1. 人工浮城、中心部注記
 - 2. 化学物質なしかつ放射線物質あり
 - 3. 化学物質ありかつ放射線物質あり
 - 4. 化学物質ありかつ放射線物質なし
 - 5. カルボプラチン・ドセタキセルあり、カルボプラチン・パクリタキセルあり



改正前

120010 岡山・子洲地区の歴史地図

- 説明・記号等
- 1. 人工浮城、中心部注記
 - 2. 化学物質なしかつ放射線物質あり
 - 3. 化学物質ありかつ放射線物質あり
 - 4. 化学物質ありかつ放射線物質なし
 - 5. カルボプラチン・ドセタキセルあり、カルボプラチン・パクリタキセルあり

